

研究報告

日独比較労働法シンポ シンポジウムの趣旨説明と解題

和 田 肇

本稿は、2018年9月14日（金）に日本学術会議で行った講演のオリジナル・テキストである。同講演会は、日本学術会議第一部会法学委員会「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会の主催、科学研費基盤研究（S）「雇用社会の持続可能性と労働法のパラダイム転換」（15H05726）の後援で開催された。

本稿でヴァルターマン教授が強調したかったのは、ハルツ改革によって低賃金労働者層が増加し、失業率が低下し、使用者の入件費負担が軽減されるなど、労働市場に好影響を及ぼしているように見えるが（そしてそのことを高く評価する意見もあるが）、それは短期的な効果であり、むしろ長期的には社会保障制度に、とりわけ次世代の社会保障制度に大きな負担を押しつけることになっており、こうした観点からの評価、総括が不可欠である、というものである。最低賃金制度や非正規雇用の均等処遇などは、現在の雇用政策としての意義を持つのみならず、将来に向けた重要な仕組みでもある。

こうした視点は、日本の問題を分析する際にも重要な示唆を与えてくれる。日本では、労働法と社会保障法を連動させた生活保障法体系の構築が主張されているが、その際の考慮要素や考え方の筋道を示していると考えられるからである。

本稿には、個別論点でも日本法に対して多くの興味深い示唆を提供してくれているが、ここでは触れない。それに代えて、読者が本稿をより良く理解できるようにするために、このテーマに関する日本での研究（代表的なもの）をあげておきたい。

＜ハルツ改革の総体的評価＞

ハルツ改革全体の内容やその影響について理解していただくには、①名古道功『ドイツ労働法の変容』（日本評論社、2018年）107頁以下が有益

研究報告

である。また、労働市場政策を中心に論じるものとして、②橋本陽子「ハルツ改革後のドイツの雇用政策」日本労働研究雑誌 647 号（2014 年）51 頁以下がある。

＜法定最低賃金制度＞

2015 年から施行されている法定最低賃金制度については、制定以降の現状の分析に限るが、③和田肇「ドイツにおける最低賃金制度の意義と現状」季刊労働法 254 号（2016 年）24 頁以下、④ヴァルターマン・ライムント（岩佐卓也訳）「法定最低賃金は何故必要なのか？」労働法律旬報 1859 号（2016 年）6 頁以下がある。なお、同法制定過程については、⑤岩佐卓也『現代ドイツの労働協約』（法律文化社、2014 年）129 頁以下が、その背景を丁寧に分析している。

＜労働者派遣＞

ドイツの労働者派遣法に関する文献はかなり多いが（とりわけ大橋勇雄や高橋賢司の著書）、最近の法改正の中で特に均等待遇と労働協約論に関係したものとして、⑥緒方桂子「ドイツにおける労働者派遣をめぐる新たな動き」労働法律旬報 1748 号（2011 年）22 頁以下、⑦高橋賢司「2017 年におけるドイツ労働者派遣法の改正」世界の労働 2017 年 5 月号 2 頁以下がある。日本の労働者派遣法は、ドイツ法をモデルとして制定されたが、現行派遣法はドイツ法から大きくかけ離れてしまっている。

＜ミニ・ジョップ、僅少就業＞

ドイツのミニ・ジョップやミディ・ジョップなどの僅少就業と社会保険の関係については、⑧坂井岳夫「ドイツにおける僅少就業制度についての考察」同志社法学 65 卷 3 号（2013 年）675 頁以下が詳しい。

最後に講演者である Raimund Waltermann 教授の紹介をしておきたい。

同教授は、1956 年生まれで、ギーセン大学の教授を経て、2001 年よりボン大学教授を務めている。労働法と社会保障法（ドイツでは社会法）の専門家で、社会保障法の教科書は第 12 版（Sozialrecht 12. Aufl.）、Alfred Söllner 教授からバトンタッチした労働法の教科書は 18 版（Arbeitsrecht 18. Aufl.）を重ねている。2010 年に第 68 回ドイツ法律家大会（Deutscher Juristentag）で行った「標準的労働関係との別離か？ 新たな雇用形態が増加し、生活ポートフォリオの連続性が失われている状況に対して労働法や

社会保障法にはどのような規制が求められているのか」(Abschied vom Normalarbeitsverhältnis? Welche arbeits- und sozialrechtlichen Regelungen empfehlen sich im Hinblick auf die Zunahme neuer Beschäftigungsformen und die wachsende Diskontinuität von Erwerbsbiografien) というテーマの基調報告は、日本でも関心を呼んだ。これを契機に日本の研究者との研究交流が活発になっている。なお、同書については、⑨拙著『労働法の復権』(日本評論社、2016年) 163頁以下、⑩皆川宏之「ドイツにおける非典型労働と低賃金労働」村中孝史ほか編『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』(有斐閣、2015年) 383頁以下が、紹介・分析している。

2017年5月には、ボン大学で、和田と共同で、「高齢化社会における労働法と社会保障法の持続可能性・日独比較」(Nachhaltiges Arbeits- und Sozialrecht in der alternden Gesellschaft in Japan und Deutschland) というテーマで2日間のシンポジウムを開催している。この成果は近日中にドイツの出版社から著書として公刊される予定である。労働市場改革が労働法や社会保障法にどのように影響を与えるかを、この間、一貫して研究している研究者である。

なお、本稿の和訳については、後日改めて公表したいと考えている。